



いろはにホへ都市計画（都市計画ミニ知識）

今回号のお題

～パブリック・コメントとは～

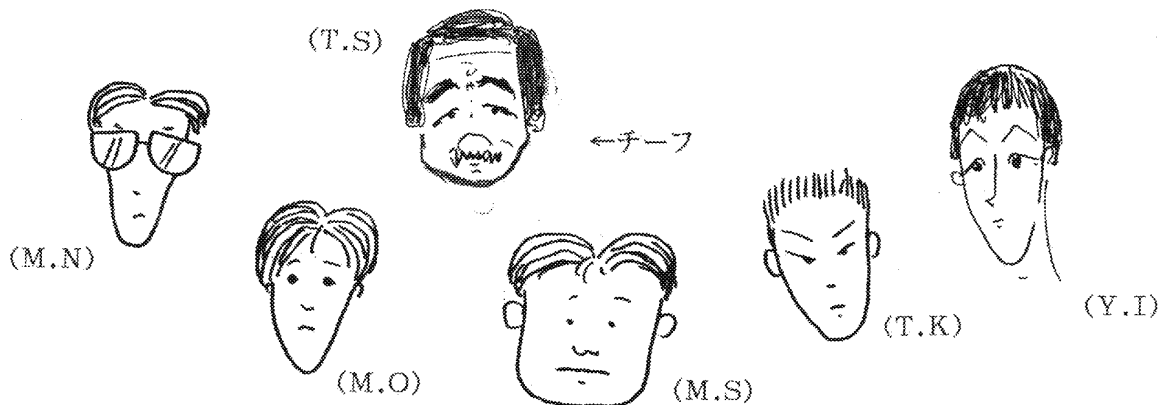
まちづくりには住民参加が不可欠といえます。その一つの手段としてパブリック・コメントがあります。これは、行政が政策や施策を決定する前に、その原案などを広く一般に公表し、それに対する意見・意思などを求め、再度行政が検討し、計画案に反映させるものです。これを実施することにより、行政の説明責任(アカウンタビリティ)を果たすことができるとともに情報公開にもつながります。



本県では、現在、茨城県都市計画マスタープランを策定中で、この計画案は広域的な観点から県土の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた都市計画に関する基本方針を定めるものです。近日中に茨城県都市計画マスタープランについて皆様方のご意見を伺い、計画に反映させる予定です。

新しい編集委員が決まりました！

14年度の新しい編集委員が決まりました。事務局の若手精鋭？職員揃いです。ワイワイ・ガヤガヤ話し合いながら、魅力ある紙面づくりに励みたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。



・・・編集後記・・・

10月4日は「都市景観の日」です。これは、1990年に旧建設省が制定したもので、「と(10)しび(4日)」（都市美）を語呂合わせし、都市景観に対する意識を高める日としています。

皆さんは「都市景観」と言われて何をイメージされますか？

自然との調和が図られた街や歴史的伝統的街並み、街の色合いなど様々なイメージされることと思います。

今回特集で取り上げた「屋外広告物」も都市景観を左右する重要な要素です。屋外広告物条例により、街の景観が損なわれないよう規制がかけられていること、それにも関わらず違反広告物が多いことなどがご理解いただけたのではないかと思います。

良好な都市景観の形成と保全是、公民が協力して一体となって取り組むべき重要な課題です。

是非この機会に、普段何気なく意識している身近なまちの「景観」について考えてみてはいかがでしょうか。（Y）

茨城県都市計画協会

< 事務局 >

茨城県土木部都市局
都市計画課

水戸市笠原町 978 - 6

電話 029(301) 4583

Fax 029(301) 4599

Email toshikei-kikaku@pref.ibaraki.jp